

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、取引先等との共存共栄の関係性を構築することを目指して、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先と共に共存共栄の関係性を築くことを目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のB C P（事業継続計画）策定やB P R（業務改革）に関する支援等も進めます。

【個別項目】

（1）事業承継、M&A支援

外部機関と連携しながら、事業承継やM&A支援などお客様が抱える様々な課題の解決に積極的に取り組みます。

（2）ビジネスマッチング支援

お客様の「売りたい情報」「買いたい情報」を本部で一元管理し、当金庫および信用金庫業界や様々なネットワークを活用して、お客様の販路拡大支援を行います。

（3）地方公共団体および各種団体、大学との連携強化

産学官との連携を強化し、地域課題の解決に向けた支援を行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

（1）価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

（2）支払条件

下請代金は取引における適正な支払期日までに現金で支払います。

（3）知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産

権の無償譲渡などは求めません。

(4) 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。また、災害時等においては下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けることの無いようにし、事業再開時等にはできる限り取引関係を継続するよう配慮します。

3. その他

当金庫は、「このまちに根ざし、未来を拓く」の経営理念のもと、SDGsの目指す「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」に向け、地域の社会・経済・環境等の諸課題の解決に主体的に取り組み、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

2023年3月31日

大分みらい信用金庫

理事長 森田展弘